

総合資源エネルギー調査会総合部会 第7回電気料金審査専門委員会

日時 平成24年6月22日（金）10：30～12：30

場所 経済産業省本館地下2階講堂

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

定刻でございますので、第7回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日は前回から2日後ということで急なことでございましたけれども、委員各位におかれましてはご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。今、消費者庁のほうで会議がされているということで、長谷川課長とか出ておられまして、きょうは井口補佐、それからあと阿南さんと矢野さんも後ほど出られると思います。東京電力からは、今回も高津様にご出席いただいております。

では、以後、安念先生をお願いします。

2. 検討を深めるべき論点について

○安念委員長

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、これまでの委員会において議論があった事項について、さらに議論を深めていきたいと考えております。まず事務局において、これまでの委員会において論点となっている項目について議論のポイントを整理していただきましたので、ご紹介いただきたいと思います。

また、あわせてこれまでに宿題となっている項目及び、前回委員会で資料に落丁があった、何かメインテーブルだけ落丁があったそうですけれども、費用の配賦・レートマークについてもご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

ありがとうございます。資料の3、4、5、参考資料の第6回委員会資料という4つほどございます。まず、最初に資料3と資料5を適宜見ながらご説明したいと思います。「検討を深めるべき論点」というのは安念委員長とご相談しまして、これまで大きく議論がありました項目につきまして、これまでの議論をまとめてございます。

まず、資料3の1ページを見ていただきますと、「人件費（1）公的資金が投入された企業と

の比較について」ということでございます。従来から、申請の内容として、東京電力からは現在の年収、現額を維持すると、それから年俸制の導入等をやっていくというご説明がありました。

これに対しまして、公的資金を注入された企業の給与水準として、世間並みというのは高過ぎるのではないか、東京電力だけに適用される水準についても議論できるんじゃないか、それから、一番下のほうで少なくとも赤字決算となる年度は、人件費にボーナスを組み込むべきではないのではないかというご意見がありました。他方で本委員会では、法律に基づき全電気事業者に当てはまる基準ということを議論しているので、東電にもそれを当てはめると。

また、有識者会議の「常用労働者1,000人以上の基準」というのは明確なので、これに沿っているかどうかを審査すべきというご意見もございました。

それから続きまして、3ページで厚生費の扱いでございますけれども、今回の申請におきましては、前回より67億円の削減でありますとか、法定厚生費につきましては会社負担率を73%から50%、これは電気・ガスの公益企業平均等々と比べまして妥当ではないかというご説明。それから一般厚生費につきましては、厚生・体育施設の全廃でありますとか、カフェテリアプランの縮小でありますとか、そうした結果、一人当たりの一般厚生費が年間30万円、これが他企業と遜色ないレベルではないかと。それから、一般厚生費の中には、いろいろ交通安全対策とか熱中症対策とかさまざまな費用が入っております、全額カットは非現実的だというようなこともお話がありました。これにつきましては、健康保険料の負担率を5割にすべきじゃないかというご意見。

それから、カフェテリアプランについて、世間並みとは言えないのではないか。それから、厚生費のうち、法定厚生費に限って認めるべきで、一般厚生費は全額カットすべきじゃないかというご意見もございました。

他方で、大企業とか他の電力会社の負担率を考えますと、健康保険料の負担率5割は高いとは言えないんじゃないか。それからカフェテリアプランについては、過去の実績の織り込み額を確認すべき、さらには、さまざまな項目を含めまして一般厚生費全体が他の企業と比較して妥当な水準になっているか確認すべき、こうしたご意見がありました。今の点につきまして、資料5の「論点についての補足説明資料」をごらんください。ここに1の「公的資金援助を受けた企業との比較」というのをまとめてございます。2ページでありますけれども、一番左側、東京電力の今回の給与の削減ということで、年収ベースで管理職以上25%、一般職員20%、それから、夏・冬の賞与の23年度は50%の削減、それから、この夏の賞与の見送りということが書かれております。

その他、I R指標でありますとか、新聞報道ベースでまとめましたけれども、15年の5月に預金保険機構から出資を受けた銀行の例ですけれども、15年度は赤字、16年度から黒字になってい

ますけれども、従業員で3割程度、支店長クラスはピーク時の半分という削減を行った。

それから賞与につきましては、15年の夏・冬は見送り。16年から若干賞与的なものが払われ始めているということがわかります。

平成15年12月に出資を受けましたBの銀行でございますけれども、これも15年度は赤字、16年度以降は黒字ということで、職員については25%、これはピーク時、ピークがそもそも高かったということかもしれませんが47%の減と。16年、出資を受けた次の当初の年度の夏というのは賞与は見送り、その次から成果貢献報奨金という、ボーナスという形じゃないですけども、一定のそうしたものを支給し始めているということ。

それからC社、これはC社と書いてありますけれども、運行乗務員とか客室乗務員とか書いてあるので見たらわかりますけれども、航空会社でありますけれども、22年1月に出資を受けております。その後、公開されていないのでわかりませんが、23年度は少なくとも黒字になっているということで、運行乗務員、いわゆるパイロットの削減、客室乗務員の削減、地上職の削減、それぞれ差を設けて削減をしております。21年の冬、22年の夏・冬については賞与の見送り、その後23年3月から一定の支給をもらっているということでございます。

戻っていただきまして、資料3の4ページでございます。「福島第一原発1～4号機に関する賠償対応費用・安定化費用」のご議論がございました。2つありますけれども、1つは安定化費用で、東京電力の説明によりますと、原災法及び炉規制法の義務に基づき安定化の維持に取り組んでいると。資本的な支出、つまり設備をつくるようなものにつきましては、特別損失で全額計上済みであると。これは原価に入っていない。他方で、それは経常的に発生する放射線の管理とか、滞留水の処理、こうした費用については経常費用に整理をして487億円、これは事業者の責任として原価に認めていただきたいと、そういうことでございます。

賠償対応費用でございますけれども、これも賠償金そのものは特別損失で整理をして原価外の扱いとなっていると。他方で、請求書の受け付けでありますとか、賠償対応に関する業務につきましては、責任を持って対応するという観点から経常費用に整理をしていると。これが3年平均で278億円となっておりますけれども、迅速かつ適切な賠償にすることが、原子力損害賠償支援機構法上の支援を受ける要件になっているので、原価算入を認めていただきたいとそういう申請でございます。これに対しましては、廃炉費用が特別損失で原価算入されないのであれば、安定化費用も同様の扱いではないか。

それから、3つ目のポツですけれども、事故が起こらなければこのような費用はかからなかったものですから、事故対応費は株主が負担すべきであって原価には算入できないのではないかと。というご意見。他方で右側のほうですけれども、安定化については事業者としての目的とともに、

法律に基づく義務を果たすものということで、事故の状態から安定状態に持っていく費用は特別損失以降の安定的な状態を維持するための費用は経常費用として原価性が認められるんじゃないか。それから、賠償関連費用も経常費用として賠償の義務を履行するという観点からは容認できるんじゃないかというご意見。

それから、その次ですけれども、また違った視点で、だれが負担するかということとともに、今、料金で回収しないと将来の国民負担になるという視点もどう考えるかということもありました。

それから、例えば火力発電所のトラブルの復旧に要する費用は特別損失、また他方で1回壊れたものですから熱効率が下がったという下がったものについては、これは原価に入れないということで、入れるという理屈もあるんじゃないかというご意見。それから、補てんがなかった以上、その費用を料金で返す方法もあり得るんじゃないかというご意見、さまざまございました。

それから、5ページでございますけれども、福島第一原発5、6号機及び第二原発の減価償却費の扱いでございます。東京電力の説明によりますれば、これ後ほど、また詳しくあるかと思えますけれども、1から4号機は原状復帰が困難であるということで廃止を決定しておりますけれども、5、6号機及び第二については、損傷は認められておらず状況が異なると。それから、安全確保のための改良工事を行っているため、稼働していないということについても正当の理由があるのではないかと。電力回復に要する費用は特別損失で計上済みで原価には不算入。他方で改良投資とか、あるいは震災とは無関係に機能維持のために必要となる費用については、経常費用として整理をしている。これは全体で414億円ございまして、こうした営業費用の原価算入は認めていただきたいと。それから、他方で、事業報酬につきましては、本来は原価に算入すべきと考えているけれども、扱いが未定であるということ、それから、利益という概念に誤解を招きかねないということで自主的にカットしているというご説明でありました。

前々回の議論は、皆さんが一致していたのは、レートベースに入れるものと減価償却に入れるものというのの一体性を保つべきであるというご意見が大勢だったと思います。その上で、否定的な意見としまして、5、6号機と第二を他の発電所と同等に議論できるかは疑問であると。

特に福島第一原発5、6については動く可能性はあるかというのはリーズナブルかと。それから、現在の停止が正当な事由だと言い始めると、正当な事由でないものはなくなってしまうんじゃないかというご意見。それから、廃炉の例の40年で基本的に廃炉になると、廃炉するという方針が貫かれるのであれば、10年たてば再稼働の話もないんじゃないかというようなご意見。それから、こうした費用はある意味で、こういう事故に備えて投資家も投資すべきなので、投資家を保護することになってしまうと、同じことになってしまうんじゃないかというご意見。

他方で、法律解釈では、右側のほうですけれども、費用として認識しているのであれば計上す

る義務があるんじゃないか。それから他の電力の、動いていない発電所との比較も含めて考えますと、福島第一原発5、6、福島第二については、冷温停止状態ということで設備的には稼働できるので、1～4号機とは違うのではないかということ。それから、震災による停止なので、経営の判断として停止しているのは異なっているということで、一定の正当な理由があるんじゃないかというご意見。それから1つ飛びますけれども、改良工事中など、将来の稼働の確実性等を踏まえて、レートベースに算入することが適当であるというのが有識者会議の報告にありますので、改良工事も行っていると考えられるんじゃないかというご意見。それから、供給計画を前提に、これまで適正に投資されてきたということであれば、その回収ができないことをどう考えるかというのもポイントとしてあるんじゃないかというご意見がございました。

それから、6ページでありますけれども、購入電力料に関しまして、東京電力が日本原電、それから東北電力に対して電気を購入しないと、発生しないにもかかわらず費用が発生しているということについてでございます。東京電力の説明によりますれば、建設当初から開発に参加しておりまして、一定量をライフサイクルすべてにわたって受電をすると。廃止するまで固定費、可変費を払うという契約になっているという説明でございました。したがって、維持・管理費用は負担する契約になっているということであります。具体的には、東北電力・日本原電との契約で運転開始から営業停止に至るまで、受電枠の確保と料金算定の考え方を規定している。それから、日本原電との間でも、東北電力との間で8対2の割合で受電することを規定している。その際に日本原電がこの発電所をつくる際に、増資の引き受け等、東電が要請して建設していただいたといったようなご説明がありました。

これに対しては否定的なご意見としまして、電気の発生がゼロにもかかわらず電力料を払っているのはおかしいのではないかと。それから、東北電力とあるいは日本原電との契約を交渉することは可能んじゃないかと。あるいは内訳を示さなければ理解は得られないというようなこと。

それから、原価算定期間中に稼働の見込まれないものはカットすべきであるというようなご意見がありました。他方で、これに対しては右側でございますけれども、長期契約で更新できないのであれば問題はないけれども、1年契約だったということでは説明がつかないと。それは経営情報だから出せないというものではないでしょうと。ちゃんと説明すべきだというご意見。それから、これも内訳を聞いて初めて事業報酬が入っているということがわかったので、きちんと契約内容をいろんな人が見るべきだというご意見。それから、設備除却、つまり廃止するまでの間にわたり減価償却等を払うことになっているということは、契約書上確認できれば算入してもいいんじゃないかというご意見もあったということでございます。

7ページ、前回の事業報酬率の β 値でございますけれども、前回、大変議論がありましたよう

に、算定規則、審査要領を踏まえまして3対7の自己資本、他人資本比率でありますとか、そういう諸例につきましては一定の、あらかじめ定められた方法で算定されていると。他方で、リスクを表すβ値でありますけれども、東京電力の今回の申請においては、本来当社固有の事情でβ値はもっと高いだけども、上限の会社数字でございますので、さらに加えて電気料金を抑えるという観点から、かつての3.0%、これになるように、9社平均の0.9を適用したという説明がありました。

これに対しては東電の株主あるいは銀行の責任はどうなっているのかという質問がありまして安念委員長からもいろんなご発言がございました。右側のほうでございますけれども、報酬という言葉が若干、無責任であるというご議論もありまして、投資家に負担を保証するための投資家に対する報酬と言えないんじゃないかと。それからもし、それこそ経営責任の話をするのであれば、新規の立法が必要でこの委員会で議論するのは困難ではないかと。それからβ値のあり方につきましては、財務基盤の強化という観点と、それから賠償を早く返すという観点の両方を見なければならぬんじゃないかというご意見。それから、震災の特殊要因を除いた直近の数字を用いるという意味では、直近3カ月あるいは震災直後は外して3年間といったようなものを計算してみたらどうかと。あるいは、金融のリスクはころころ変わるものなので、余り長い時間というのは適当ではないというようなご意見。それから、今まで安心だったのは投資先が震災後はそうじゃなくなったということでβ値が大きくなるのは仕方がないんじゃないかと。震災を無視することなく、ある程度の期間をとればよいのではないかと。それから、β値については、下から2つ目ですけれども、企業特有の事情で高くなっても、それを反映することなく、他の一般電気事業者全体としての値を適用すべき。具体的には、β値が上がったときには、短い期間でとり、下がったときは長くとるといったような恣意的な対応は許されるべきではないということで、少なくとも5年から10年とるべきじゃないかと。その場合、過去の0.7という理屈はわかるけれども、直近の0.9というのは、理屈はないんじゃないかというご意見がありました。

これも、資料5の2枚目で、今回新しく、時間も限られていましたので、十分いろんなパターンがあるわけではございませんけれども、3ページでありますけれども、①②③は前回示したとおりであります。直近7年、かつて7年とっていたことがありますので、7年とりますとβ値は0.47になります。直近2年、震災を前後またいで、半分半分というふうにとりますと0.64になります。それから、震災後から直近ということで、3.11以降、直近3月31日までとりますと0.85になります。東電の0.9点というのは、恐らくこれを見た上だということだと思います。

今回新たに計算しましたのは、直近1年ということでありまして、これは3.11から20日間ほどの直近の影響を排除するというので、4月1日から3月30日までとりました。そうしますと、

データ0.71になっているということでもあります。

最後に直近3カ月で、八田先生のご意見がありましたけれども、とりますと0.7になります。ただ、これは米印がちょっとついているところが東電にありますけれども、だんだんサンプル数が少なくなりますとデータとしての信頼性が低くなってきて、これは回帰分析するものから、米印がついているのは、統計上のデータとしては有意じゃないということで、期間が短くなりますと有意性は下がってくるということがわかるかと思えます。下のほうで9社の平均もありますけれども、この相関係数が低ければ低いほど有意性は下がっているということでもあります。

続きまして、ざっと説明してしまいますけれども、資料4でございますが、これまでの指摘事項について整理したものでございます。何回目でもあなたが指摘されかを示させておまして、今回、東電さんから説明いただこうと思っておりますのは、まず1つは1ページの網掛けでちょっと書いていますけれども、人件費の一番下、「公的資金が投入された企業の賃金カット例」、これは事務局のほうから先ほどご説明をいたしました。それから、次のページでございますけれども、一番下、燃料費の議論の中で「石炭の調達価格」。他の関電、中電との比較はその場では答えられましたけれども、Jパワーとの比較は後ほどということでもございましたので、きょうはご紹介があるかと思えます。

それから次のページで、卸電力の電力取り組みに関しまして、安いものからちゃんと売っているのかと。自社の発電コストの限界コストはどうなっているのかという、これは八田先生からのご質問がございまして、これは今回ご説明いただくと。先ほどの議論に絡みますけれども、東北電力、日本原電との契約について、なぜ公開できないのかと。つまり相手先と東電のどちらが公開を拒否しているのかということをおっしゃって、これは今回、具体的な説明をいただこうと思っております。

それから最後のページでありますけれども、選択約款、前回、議論が少なかった、時間が短かった面もありますけれども、メニューにつきましてそれぞれの理念で今回新しくできた項目、それからなくなった選択メニュー、それぞれについて一覧表の形で説明してほしいということでございましたので、これは今回、東電さんから説明があるかと思えます。

最後にすみません、前回、資料が落丁がありまして、参考資料の第6回委員会資料であります。

何度も何度も聞きあきたようなところかもしれませんが、大事な論点なので、すみません、説明させていただきます。資料の4ページ以降が抜けておまして、4ページを中心に説明をしたいと思えます。規制料金と自由化料金の原価の配分で、阿南さんからも前回、質問がありましたけれども、参考資料という横長の資料であります。その4ページ、4、5、6、7ページが抜けていましたものから、4ページを説明させていただければと思えます。

これは、最初の第2回で数字が出てきましたけれども、まずは電気の使用料が大体、自由化部門、規制部門で規制分が6割、それから自由化分が4割ということだったけれども、売上高になりますとほぼ半々になると。利益は1対9であると。それはどういうことかと、そういうこととございます。

これ、表を見ていただきますと、ちょっと見づらいところがありますけれども、規制料金の電力量、自由化料金の電力量というところがあります。331ギガワットアワーと書いています。

これはまさに電気を使った量が書いていまして、これは計算しますと規制部門が6割程度59%で自由化部門が41%になっています。次にこれは電気が実際に売れた量、電気の使った量ですが、次に、幾らそれで収入があるかというのを、これ今回の料金申請ベースで原価と料金収入が一致しますので、収入だというふうに考えますと、これは規制部門は2兆5,860億円足す右側の1,341億円の合計額になります。2兆7,201億円になります。他方で自由化料金は3兆30億円でございまして、この売上高の比率で見ますと規制料金が48%、自由化部門が売上高としては52%になります。つまり、電気の使用量は6割が規制部門だったけれども、売上高になりますと48%、半分ぐらいになると。これは何でかといいますと、結局単価が異なっているということで、右側の点々で囲ったところでありまして、規制の単価は25.74になります。自由化料金の単価は先ほどの売上高で、電力量で売上高を割りますので、17.50円になります。つまり、自由化料金のほうが安いというふうになります。

じゃ、何で安いのかということですが、3つほど理由を書いています、四角囲いの上のほうを見ますと、まず1つはそれぞれ使用する設備が異なると。典型的には、この真ん中の欄に書いていますように低圧配電線、つまり道路に立つ電柱でございまして、工場等は直接もう少し高い電圧から提供を受けるものですから、ああいった低い電圧の設備は使わないということで、これは規制部門だけに固有にかかってくる費用があるということとあります。

2つ目に、電気の使用形態が異なるということとありましてピーク、ロスと書いてありますけれども、これは電気の負荷率といったようなことを申しますけれども、電気の設備というのは4ページの右側の上のほうに書いてありますけれども、ピークに合わせて設備をつくと。特に発電設備はピークに合わせてつくらざるを得ないという状況にありまして、ピークでたくさん使う方、つまり稼働率が低い方については、その分たくさんその設備をつくるために費用がかかったという考え方でございまして、非常に負荷率がそれぞれ規制部門と自由化部門で規制部門のほうが負荷率が低いということで、その分費用が生じたということとございます。

3つ目に、最後、総需要家費と言いますが、検針、メータを読みについて請求書を配布するといったような費用というのは、これは当然1件1件、小さくても大きくても同じようにか

かりますので、これはもう件数が圧倒的に多い規制部門にたくさん乗っかってくるというふうになります。

以上のようなことで25円と17円ということに単価としてはなってきた、売上高についても、そのとおり、ほぼ5対5になっているということでもあります。ただ、この5対5は料金をつくる時のものでありまして、結果としての利益がどうなるかは前回のとおり、その後その原価の変動等で変わっていくと。その結果、1割9割になったり、どっちかが赤字になったりということがありますがけれども、前回もありましたように、電気料金は将来の電気までつくりますので、赤字であっても返さないし、黒字であっても戻すというふうな考えではなっていないということでもあります。

最後に6ページでありますけれども、そうしてできた原価をどういうふうに料金に分解していくかということでもありますけれども、正常は1ポツにありますように総原価、低圧部門、規制部門の原価と、それから、低圧部門の収入が一致するように設定されなきゃならないと。つまり原価が、収入が一致するという事は、この時点では利益がないということになっています。それを見合うように料金をつくらなければならないということ。

他方で、また、以下にありますけれども、設備の効率的な利用が見込まれる場合には選択約款という形でメニューをつくっても構わないと。で、それら合わせてトータルで費用と収入が一致しているようにということが規制になってございます。では、具体的にどういうふうな形でその料金を設定するかというのは2.でありますけれども、事細かには書いてなくても承知して任せているわけですがけれども、電圧とか、負荷形態、電気の使用実態の違いをもたらす原価の差を反映して種別をつくと。つまりグルーピングをするということで、実際もう中小企業と、例えば家庭はまた違う使い方をしていきますので、それぞれでグルーピングをした約款をつくるということになってございます。その際の、約款は基本的には、カギで3行で書いていますけれども、電力量にかかわらず支払いを受けるべき料金、つまり基本料金、それから販売量に応じて支払うべき料金、つまり従量料金、基本料金と従量料金の組み合わせでやるのが基本原則ということになってございます。

私からは以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。それでは、東京電力から、先ほど事務局からご紹介があった項目について補足説明があれば伺いたいと存じます。大体10分から15分ぐらいでお願いできますでしょうか。

○高津東京電力株式会社常務

承知いたしました。私どもの原子力のことで今なお、福島県の皆様方、社会の皆様本当にご迷惑をおかけしております。まことに申しわけございません。

それでは、ご説明させていただきます。資料6でございますが、「論点の補足」になるかと思えます。まず、4コマ目をごらんください。給料手当の内訳をお示ししてございます。人件費関係ですが、5コマ目のほうに移ってください。これまで年間給与の比較に厚生労働省の賃金構造基本統計調査、これの22年の調査を用いておりましたけれども、最新の23年の調査に基づきましてとりまとめたグラフも用意いたしました。それぞれのグラフの一番左側が全産業平均の水準です。平成22年の調査では543万でしたが、23年では551万となっております。この平均額は全国平均でございます、地域補正のための当社事業所がございます都県のみを平均いたしますと、それぞれ右から2番目のグラフとなりまして22年では570万、23年では577万となっております。

また、当社の年間給与、これは社員のみ金額ですが、厚生労働省調査には非正社員、非正職員の方も含まれております。これを正社員、正職員のみいたしますと、一番右のグラフになりまして22年調査では580万、23年では592万となっております。これらと比較しましても、当社の年間給与は低く抑えられているというふうに考えてございます。

原価に織り込んでおります年間給与を年度展開いたしますと、24年度は525万、25年度は571万、26年度、573万となっておりますが、いずれも正社員、正職員の全体の平均水準を下回ってございます。24年度から25年度にかけて年収が上がっていきまして、年収減を戻すのではないかとのご指摘がございますが、これをご説明したものが6コマ目でございます。当社では昨年6月から社員の年収減額を実施しておりまして、これが太線の水準でございます。平成25年度からは現行の年収減額水準を維持したまま、新しい人事・処遇制度を導入することを予定しておりまして、改革を加速し、めりはりのある処遇を実現するために新たに年俸制の導入を考えてございますが、これを前倒しで実施できないか、現在検討しているところでございます。賞与のあり方も含めて、今後、労働組合と協議を行ってまいります。こうした経緯もありまして、ことしの賞与支給については見送ったわけでございます。

料金原価上は現行の年収減額水準からさらに、今夏の賞与分を原価からカットしまして、料金原価の圧縮を図っておりまして、これが点線になるわけでございます。これを原価に置いている。

したがって、24年度から25年度にかけて年間給与を引き上げるというわけではないということをご理解いただきたいと思います。

8コマ目、9コマ目に退職給与金でございます。退職給与金につきましては、経営財務調査委員会のご意見、それから原子力損害賠償支援機構との協議を踏まえまして9コマ目の上の表のように、OBを含めて年金の給付減額に取り組むことといたしました。年金に積み立て不足がない

わけですけれども、減額に取り組むことは、極めて、そういう中では異例だったんですが、OBの3分の2以上の同意を得ることができまして、現在、厚生労働大臣への申請準備を行っております。この削減効果を原価に織り込んでございます。

退職給付の水準比較につきましては、右下の表のように、人事院や中央労働委員会の調査等がございます。これらと当社の標準的な退職者を比較しますと、おおむね民間平均並みであるものというふうに考えてございます。

一つ飛ばしまして11コマ目のほうに一般厚生費のお話でございます。先日の当委員会でもご指摘がありましたので、改めて資料を追記してございます。12コマ目のこの左側のところですが、一人当たりの一般厚生費、つまり法定外の水準、これを比較しておりますが、当社平均は30.3万円でございます、全産業の水準を下回っているというお話をしました。その中身については各社各様と思われませんが、弊社の施策の概要、これは13コマ目に、前にもお示したものでございますけれども、法定外と呼ばれておりますけれども、図の左側の安全管理や健康増進など、これは安全衛生法や、次世代育成支援対策法、それから新型インフルエンザ対策特別措置法などに基づくものでありまして、事業者としての義務的費用も含まれております。

また社員の健康増進のためには、心身のリフレッシュも必要でございまして、こうした費用も一般厚生費として整備してございますが、余暇・レクリエーション等を目的とした点については厚生・体育施設の全廃、財形貯蓄制度の廃止などを実施しまして、合計で67億円の削減としたわけでございます。ぜひともご理解いただきたいと思っております。

続きまして、16コマ目をごらんください。安定化維持費用、福島第一の、これについてご説明いたします。

原子力発電所運転終了後も適切な管理のもとで放射能が減衰するまでの長期間にわたり施設を安全に貯蔵して、段階的に解体撤去する廃止措置の工程を踏まえることが必要になるわけですが、この点、運転停止後、廃止・除却までの間、多くの人手や費用を必要としない火力発電所、こういったものの廃止措置とは大きく異なるんだというふうに考えてございます。

17コマ目をごらんください。これは、まとめてございますが、図の左側で安全に廃炉が完了するまで、炉規制法や原災法上の原子力事業者としての義務を全うする必要がございます。発電終了後、廃炉の安全な実施までが電気事業の一環となっております。加えまして当社の場合、迅速、適切な賠償のための方策の実施が、真ん中のところに記載がある支援機構法の資金援助の要件となっております。事業存続に不可欠でございます。

それから、下の18コマ目をごらんください。上の枠内の安定化事業にかかわる第3回委員会での当社説明内容について記載してございます。

続きまして、19コマ目をごらんください。福島第一の1号から4号の廃止措置完了までの費用見通しについてでございますが、第3回の委員会含めて既にお示しした内容でありますけれども、記載した項目の合計約9,000億円のすべて、特別損失等で処理済みでございます。

それから1つ飛ばしまして21コマ目をごらんください。新たな追加説明ですが、福島第一の1から4号機に係る特別損失・経常費用の区分についてです。福島第一の1～4号のケースでは、ステップ2が完了するまでの費用及び、中長期ロードマップ対応の設備関連費を臨時・巨額な費用として特別損失に計上してございます。他方、安全状態を維持するために、今後長期にわたり必要となるランニングコストについては経常費用として整理してございます。こういう関係になります。

一つ飛ばしまして23コマ目をごらんいただきたいと思います。こちらでは特別損失と経常費用、これの中長期ロードマップでの範囲を整理してございます。経常費用で整理をする範囲は一番右側のランニングコスト487億円となります。こういったわけで表記してございます。

一つ飛ばしまして25コマ目をごらんください。これは安定化維持費用の費目別・件名別の詳細内訳を示してございます。今後経常的に発生する放射線管理や滞留水処理にかかわる委託費及び修繕費で約7割を占めるほか、保護衣・防護具等の消耗品費等も安定化維持費用に含まれてございます。下の26コマ目では安定化維持にかかわる滞留水処理業務、それからその次のをめぐって27コマ目では放射線管理業務の概要について記載してございます。

29コマ目をごらんいただきたいと思います。今度は賠償対応費用でございます。このコマと30コマ目のところは第3回でお示しした内容でございます。記載のとおりでございます。

めぐっていただきまして31コマ目から33コマ目までは、賠償対応業務の運行の中で具体的にどのような費用がかかるのかの候補を示してございます。

それで、34コマ目のところに移っていただいて、これも第3回委員会と同じ内容です。つまり、賠償金自体は特別損失、賠償対応業務費用というのが経常費用に整理してありますということを説明してございます。

35コマ目をごらんください。総合特別事業計画に掲げた5つのお約束を徹底することが支援機構法の41条の資金援助の要件でございまして、ひいては事業存続の要件であることから、これに必要な費用を料金原価に織り込んでいると、こういう次第でございます。

36コマ目をごらんください。損害賠償にかかる委託費の扱いとして、電気事業会計規則及び料金算定規則上の扱いについてご説明いたします。従前から、損害賠償費等が整理されます補償費、この枠内におきまして、委託費を含めた費用を整理しております。料金算定仕様におきましても同様の整理がされまして、原価に算入されてきた経緯がございます。したがって制度上も今

回の福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償にかかわる委託費につきましては、料金原価の対象になるというふうに考えている次第でございます。

続きまして、38コマ目から福島第一、第二の減価償却費についてご説明いたします。この38コマ目は上の枠内、第5回の委員会においてご説明したコマでございます。

続きまして、39コマ目から42コマ目で法的位置づけの話、それから設備の状況、それから改良投資の内訳、災害特別損失の内訳について示してございますが、これらも第5回の委員会でご説明してございます。

43コマ目をごらんください。本題であります福島第一5・6号機、福島第二の減価償却費についてご説明申し上げます。今回、申請原価におきます第一5・6号、第二の減価償却費414億円を織り込んでおります。内訳は表にお示ししたとおりでございますが、詳細につきましては44コマ目のほうをごらんください。原子力発電設備の内訳につきましては、各設備が複雑に関連しておりまして、厳密に区分の上、説明することが困難でございますが、各設備の主要機能に着目しまして、表の5つの機能、すなわち①の燃料冷却、②の放射性物質漏洩防止、③は①と②を稼働するための諸設備、④の発電に必要な設備、⑤番がその他、こういった分類をすることができます。

45コマ目をごらんいただきたいと思います。供給約款の料金審査要領との関係について記載してございます。今回の申請原価に当たりまして、福島第一・第二、安全に廃炉を完了するまでが電気事業の目的でございまして、当該電気事業の資産である以上、本来はレートベースに算入すべきところでございますが、今後10年間の扱いが未定であるということに加えまして、これらの設備の利益を原価算入しているといった誤解を招きかねないということ、今後の私どもの努力分として考慮すべきと考えたことなどから自主的に不算入とさせていただいた次第でございます。前回ご議論のあったところでございます。

一方、減価償却費については電気事業の目的に合致した資産であることに加えまして、一般電気事業供給約款料金審査要領に照らしまして、申請原価に算入することが可能だと判断した次第でございます。

続きまして、原子力発電からの購入電力料でございまして、47コマ目をごらんください。当社の基本的な考えについてご説明いたします。当社が購入している原子力発電所の発電見通しにつきましては、原価算定期間の3カ年は未定としているものの発電設備としては今後稼働が期待できる状況にございまして、前提計画においても27年度以降、発電再開し購入する計画としてございます。東北電力、日本原子力発電においても、現在、発電再開に向けた準備を鋭意実施中というふうに聞いておりまして、当社としては契約に基づき、現在の稼働の有無にかかわらず将来の

再稼働に向け必要となる維持管理費用や安全対策工事費等を負担いたします。

なお、従来からできる限りのコストダウンを要請・協議しておりまして、今後も不断の交渉努力を行っていきたいと考えてございます。

48コマ目をごらんください。原子力発電からの購入に関する契約内容でございます。資料の中身に入る前に、前回の委員会でご意見のありました契約書の公開を拒否しているのはどちらかということでございますが、東北電力・日本原電・当社ともに非公開を前提に契約を締結したものでございまして、そういう理由から公開の場での開示につきましては、大変申しわけございませんがご容赦いただきたいと考えているところでございます。なお、非公開の場での開示につきましては、ご了解を得ていただいておりますので、既にエネ庁のほうの皆様、一部の委員の方と一部の国の方にはごらんいただいているというところでございますが、非公開の場でのご説明を尽くしたいと考えてございますので、ご理解賜りたいというふうに思っております。

48コマ目の東北電力との契約内容でございますが、まず①の基本契約において、営業運転開始の日から営業運転停止の日までの間、開発参加比率に応じた全量を受電すること、及び料金については原則として減価償却費等の維持管理費及び想定燃料費にて算定することを規定してございます。この基本契約の存在から②の電気事業法上、卸供給に該当するため、契約料金については電事法の料金算定規則に基づいて、卸供給事業者を運営するに当たって必要であると見込まれる原価等を算定しまして、経産大臣に届け出する必要がございます。その毎年算定し、届け出する③の受給契約についてですが、料金の記載内容としましては基本料金の金額と電力量料金の単価を規定してございます。基本料金は、発電の有無にかかわらず固定的に必要とする費用であります。

電力量料金単価は発電に応じて発生する燃料費等で、今回、申請上は算入してございません。

49コマ目のほうをごらんください。日本原子力発電との契約内容でございます。①の基本契約については、東海第二発電所の発生電力の全量を当社及び東北電力が8対2の割合で受電することを規定してございます。なお、受給条件、電力料金ならびに、その他必要な細目については、別途協議とありますが、これに基づき協議の上、毎年度の受給契約を締結しております。そして、この基本契約の中では電力受給の終期や料金について明確な記載をしておりますが、下に記載している理由により、営業運転停止までの契約継続義務があること、及び卸供給料金規制により適正原価にて費用負担することについて、お互いに認識・合意してございます。

その理由についてですが、まず、運転開始当時から、卸電気事業者として電力会社以外への供給が事実上あり得ず、国を挙げて原子力を開発していくという時代背景の中で、電力会社へ電力を卸売りするために建設した発電所について、廃止までの間、電力を受給することが当然の前提

だったということです。

次に当該発電所の開発に当たりまして、当社が日本原電に対し、出力、運転開始年月、仕様などを指定して開発を要請し、また増資を引き受けるなど主体的に参画したこと。3つ目ですが、日本原電は、上記基本契約に基づき当該発電所を建設し、当社及び東北電力へ電力を供給することで、卸電気事業者の許可を更新したこと。したがって、日本原電との間では期間の定めのない永続的な契約関係にございます。

51コマ目をごらんください。原子力発電の購入電力料の原価内訳。この下の表では、費用項目ごとに前回改定と今回改定を比較してございます。発電電力量が減少したことにより再処理関係費で81億円、核燃料費で61億円減少していますが、安全対策費、経年対策等によりまして修繕費で96億円、委託費で44億円増加していること。それから原子力損害賠償支援機構一般負担金60億円の新設等で約3億円の増となっております。

続きましてβ値についてでございます。53コマ目をごらんください。先日の委員会におきましてβ値の採取期間について議論がありましたので、当社としての考え方を改めてご用意いたしました。各年度ごとのβ値をとりますと、平成22年度までは各社とも電気事業の安定性から低位かつ横ばいに推移しておりましたが、震災後の平成23年度において大幅に上昇していくことになりまして、各社間の格差が拡大しております。とりわけ、震災後の当社のβ値の水準は群を抜いておりまして、震災前の低位安定した時期を観測期間に含めたβ値を採用することは、当社の実態に見合ったリスクを反映しているとは考えにくいところでございます。

震災後の電気事業は、原子力事故の顕在化によりまして、金融市場のリスク評価が劇的に変化したものと考えられまして、当社としましてはβ値算定に当たっては震災後の実績で評価していただきたいと考えた次第でございます。また、このような扱いは下の枠内に記載の審査要領の基本的な考え方に沿ったものであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○安念委員長

資料7についてありますか。

○高津東京電力株式会社常務

わかりました。急に言いまして申しわけございません。7のほうについて、次にご説明いたします。2コマ目のほうをごらんください。図で当社と電源開発の石炭価格の比較をしてございます。当社は、他社の価格を含む契約の詳細については、知り得る立場にないため、前回も説明しました、当社と他電力の比較と同様、有価証券報告書等による公表データに基づいて推計してございますが、平成20年度は当社の方が安いんですけども、21、22年度は逆に割高となっております。

います。

なお、これは現時点で入手可能な最新の有価証券報告書に基づく過去の比較でございます、今回の料金原価に織り込んでおりますのは、下にございますように石炭のCIF価格、これは豪州産の全日本通関石炭価格よりも割安な水準ということで織り込んでございます。なお、当社の石炭消費量というのは年間300万トン程度でございます、電源開発さんの場合ですと2,100万トン、これの7分の1程度の扱い量で小さくなってございます。3コマ目をごらんください。スポット取引における限界費用の算定と応札方法でございます。下の図に例を示しておりますが、まず左端の棒グラフにありますように、時間帯ごとに当社の需要を想定いたします。次に供給力についてはベース分から調整分の電源を安い順に足していきまして、その下のところに簡単なイメージ例がございますが、11時の想定需要が3,700キロワットだった場合ですと、当社の需要を満たす電源Yというのが限界電源となります。この電源Yの電源コストを基準に売りの価格と買いの価格を決定してございます。また、量については売買が見込める量を入札しております。この基準を0時から24時まで30分単位の48コマについて同様に行っている次第でございます。こういうことで、当社電源コストよりも安く取引所から電力を購入することでコスト削減をいたします。

また、高く電力を販売することで利益を獲得するというところでございます。

次に選択約款の料金設定について4コマ目をごらんください。まず、選択約款に関する法令等についてご説明させていただきます。先ほども、片岡課長からちょっと触れましたけれども、電気事業法の19条第11項、選択約款設定の要件として設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合に、選択約款を設定することができる旨が規定されております。

また、具体的な料金の設定方法として、供給約款料金算定規則第19条第5項に規制部門の原価と一致すべき規制部門の想定料金収入は供給約款の適用を受けるお客様の料金と選択約款の適用を受けるお客様の料金の合計である旨が規定されてございます。

スライドの5コマ目から8コマ目までの4枚で当社の選択約款をご説明申し上げます。6月1日に導入しましたピークシフトプランを含めまして、現在当社で13種類の選択約款を併設しておりますが、前回説明させていただきましたとおり、このうち時間帯別電灯、夜間10時間型、第二深夜電力、電化厨房住宅契約の3つにつきましては、料金改定実施日をもちまして新規の加入を停止させていただきたく予定してございます。

5コマ目の時間帯別電灯、いわゆるピーク抑制型季節別・時間帯別電灯までいろんな種類のものでございますが、これらは時間帯別電灯と言われる料金メニューでございます。昼夜別の料金設定となっております。このほかにも電灯・電力を併用されるお客様の低圧高負荷契約、深夜のみに電気をお使いのお客様への深夜電力等がございます。また8コマ目に記載の割引料金メニ

メニュー、これは従量電灯、低圧電力などのお客様が、一定の加入要件を満たす場合に、一体契約としてご契約いただくメニュー、料金メニューでございます。

9コマ目をごらんください。こちらの表は供給約款、選択約款を含めた規制料金部門のすべての料金メニューの需要及び想定料金収入の総括表となっております、右下合計欄の2兆7,201億円が規制部門に配分された原価額に一致してございます。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいま、事務局から紹介のあった論点や、東京電力さんのご説明に関し、ご質問、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。毎度のことでございますが、論点につきましては事務局が示していただいたもの以外についてもご指摘いただければと存じます。どうぞ、どなたからでも結構でございます。

○松村委員

具体的な論点に入る前に、事務局が示してくれた資料3の確認をさせてください。これからの議論の前提になると思うので、その前に発言させていただきます。資料3の5ページ、原価算入に否定的な意見の最初のところですが、これがもし私の意見を反映してまとめたものなら明らかに間違いなので、訂正をお願いします。他の電力会社の原発との比較で、柏崎刈羽と福島を区別すべきと最初に書いてあって、ここは確かに私の発言の通りです。その後、第二が動く可能性があるのは納得するがなどと、私は言った覚えは全くありません。柏崎刈羽が動く可能性があるというのなら納得するがというのは言ったかもしれないけれども、論理的にどう考えても変です。前後の論理が繋がりません。修正をお願いします。

○安念委員長

じゃ、そのように修正していただきましょう。ほかに、どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

人件費のところも、最初の提案とずっと同じ説明をしてくださるのですけれども、この間いろんな方たちからやっぱりおかしいんじゃないかという意見が出ているんですよね。それに対して、どのように思っているのでしょうか。福利厚生費のところについても、かなり出ているのですけれども、どうなんですか。

○東京電力株式会社説明補助者

私どもとしては、ずっと同じ説明だというふうにご指摘ですけれども、いろいろなバックデータをもちまして、人件費の水準としては、私どもが今後徹底的に、この電気の事業あるいは賠償、それから、廃炉に向けた作業とかそういったようなものをきちんとやっていく上での、どうして

もお願いしたいレベルであると。人材の確保といったようなことからぜひお願いしたいと。で、そのレベルそのものは、相当抑えてありますということをいろんな某所でもってご説明してきたつもりでございます。福利厚生関係につきましても切るべきものは切って、必要なものは低い設定ということをして、るるご説明させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

それは最初の説明ですよ。そのままですよ。多くの消費者から意見が出されていて、納得できないと。人件費についても3割程度は考えるべきだという意見も多く出ていますよね。

○東京電力株式会社説明補助者

いろんなご意見があるかと思いますけれども、私どもが今後お願いしたいというものはこれでございます。

○八田委員

人件費については、前から阿南さんや矢野さんと私は意見が違います。何度も繰り返して申し上げてきたように、1000人以上の企業のレベルの賃金水準というのは、東電さんだけじゃなくてすべての電力会社で料金を引き上げるときに用いられる基準です。

この基準を超えて給料を下げさせようというのなら、国の資金注入のときに言うべきでした。実際この間、片岡課長が幾つか例示された東電側のさまざまな人件費カットは、資金注入の条件として行われることになったものです。今後も資金注入が必要になるかもしれない。そういうときにやるべきことです。

1,000人以上の企業のレベルにするという料金改定の基準は、人件費全体をひっくるめたものに対して適用し、そのうちどれだけを福利厚生や住宅費等個別の項目に配分するかは個々の事業者にお任せする方がいいと思います。

さはさりながら、個別に考慮すべきものもあります。例えば退職金は、退職者が突然たくさん出てくると多額になるかもしれないし、全然退職しない人がいないかもしれない。人件費の中でもそういう特別な項目に関しては、項目を別にして、一人当たりの退職金が、1000人以上の他社の平均退職金にすべきだと思います。

ただし、例えば、一人当たりの退職金の資料は3000人以上の企業についてはあるけれども、1000人以上についてはないとしましょう。

その際、仮に何らかの資料が3,000人以上企業のものしかないからそれを使いましたというようなことが仮にあれば、そこは阿南さんたちが注意をされて、1,000人以上規模に引き戻せといわれるのは意味があると思う。その場合には、例えば3000人以上の企業の退職金を、1000人以上

の企業の水準まで、それぞれの規模の企業の給与の比率を使って引き下げる事は可能です。そういう細かいところは議論する必要があります。

しかし、当委員会の時間やエネルギーは、変えようがない人件費のところにはなるべく使わないで、もっとほかのところの精査に用いるべきだと思います。東電は公的資金をもらったんだから、給料をルール上の原則より下げろというのは、時間の生産的な使い方じゃないと、私は思います。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

東電さんから、毎回説明の前におわびの言葉をいただいておりますけれども、高津常務は恐らく、きょうの専門委員会が最後になるんじゃないかなと思っておりますが、最後の結論が出るまで、本来でしたら、私は説明責任を果たしていただきたいなと、これは希望でございます。

質問は3点ございます。1点目は人件費に関してですが、資料の6の5ページのところで、今、八田先生からも少しご説明をいただきましたが、有識者会議の提言に基づいて、いわゆる1,000人規模の平均値を一定の基準とするということで、前回β値のことで、それから消費者委員会の指摘がございましたが、私は改めて、今回示されたのは事故があろうがなかろうが、とにかく改めて電気料金値上げのときの人件費に関しては、この1,000人規模がまずは一定のラインになる。だからスタートラインだというふうに受けとめました。一方β値の前の議論では、あれはある意味リスク値で、今回は最大のリスクであるから、ぎりぎりのところで1.0を課したいところだけど0.9にしたということは、そこところはリスクを最大に見積もっているわけですね、今回の状況に対して。で、そのことで、事業は安定させたいということでしょうか、でも、人件費に関しては一定提言があって、まずスタートラインにようやくたどり着きましたということですから、これから、企業としてリスク値を最大値に考えた企業がいかんにして努力を示すかというところでは、まだその努力は一切示されてないというふうにとらえます。

そういった意味では、期末一時金が今年度の冬は一定、147億8,700万円設定されておりますけれども、少なくとも今年度は赤字ですから、ここは削減すべきだというふうに思います。これが1点目です。

2点目は、同じく資料6の29コマ目です。賠償対応費用に係る説明に関してですが、私どもは普通に考えれば賠償費用は特別損失で当然だと思っておりますが、それにかかわるさまざまな委託費とかの費用はなぜ利用者が負担しなくてはいけないのか。2つ目の黒丸に相当期間かかる可能性があるから経常費用に整理しているという説明がありますが、この理由では全く納得ができません。もう少し説得性のある何らかの基準なり、法的な根拠なりを示していただいて、なぜ、私たちが委託費等のコストを負担しなくてはいけないのか、その辺をご説明ください。これが2点目です。

3点目は、選択約款に関する部分で、資料7の4コマ目です。前回の松村先生からのご質問で、電気事業法の理念のところがよくわかりました。で、改めて「電気事業の用に供する設備の効率的な使用とか、効率的な事業運営に資する」ということで、今回の13種類の選択約款がどの程度、そういうふうには効率的な使用や運営に資しているのか、その辺の根拠がちょっと説明されているのであれば、私が聞き逃していると思いますので、もう一度わかりやすく説明いただきたいと思っています。

以上です。

○安念委員長

じゃ、冬のボーナスからいきましようか。

○東京電力株式会社説明補助者

それでは、賞与の関係についてお答えいたします。6ページの資料にもかかわってくるかと思うんですが、まず、この委員会をお願いしておりますのは、これは556万という年収、このレベルについて、これで申請させていただいているということでございますので、年収ベースで556万を、このレベルがいいかということをご審議いただきたいというのでお願いしているのが前提でございます。

で、今、ご指摘いただきました賞与の件につきましては、一つは既に昨年より年収を2割ないし25%カットした時点で、いわゆる業績連動の賞与というものについては支払っているという実態ではございませんで、社員の生活に合わせてローンの支払い等に資するというのを考えて、賞与の時期に分配しているというのがベースでございます。

今回の556万の算定の中に入れていた内容につきましては、これはあくまでも年収をどういうふうに分けていくかというベースで一時金というふうな入れ物の中にそういうものをどうしても入れざるを得ないということございまして、年収をどうするかという点につきましては2割、25%カットを継続していくということをご基本にさせていただきますので、そこは賞与をこの中に業績連動のものを入れているというふうなことではないということ、ぜひご理解賜りたいなというふうに思っております。

○東京電力株式会社説明補助者

2点目の賠償対応費用の件でございますけれども、ここでご指摘いただいた29ページのところでは、相当期間がかかる可能性があるからという理由を付してありますけれども、まず、そもそも損害賠償の対応について、電気事業の中でどう考えているかということ、まずご理解いただきたいと思っております。今回は確かに原子力事故で非常に大きな不幸な事故の対応であるということは事実でありますけれども、日常的な事業を進めていく中では、非常に小さなものから

含めて電気事故等がどうしてもこれは発生し得るということになります。その中で日常的に賠償しなくてはならないような事案というのは、当然継続的に起こり得るということで、この電気事業をやっている以上はこれは不可避な事象になっております。したがって、その対応をするためのコスト、これも当然のごとく毎年のように発生するというので、ここは従来からどうしても事業を継続していくためには必要な費用として営業費用であり経常費用として計上してきているということでございます。したがって、今回の賠償費用につきましても、賠償金をご指摘のとおり別ですけれども、賠償行為をしっかりと電気事業として責務を果たしていくということから、従来の扱いと同様に営業費として計上していくという考え方をとっていると、こういうことでございます。

○東京電力株式会社説明補助者

3点目の選択約款でございますが、5ページから個別にちょっとごらんいただきますと、最初の時間帯別電灯というところから、次のページの6ページの季節別時間帯別電灯、それからピーク抑制型季節別時間帯別電灯、これは今回、新たに設定したものでございますが、これらにつきましては、いずれも時間帯別で料金を設定しまして、普通の平均的な使い方の従量電灯に比べまして昼は高く、夜は安くすると、これによってできるだけ昼から夜へと負荷の移行を促すと。

それによって、私どももピークのところの設備を徐々に節減していくことが可能になると。このメリットをお客様に——そのシフトの取り組んだ度合いに応じて、当社もそれで節減コストを生じますし、お客様にその部分がメリットが生じると、こういう趣旨の仕組みでございます。

それからその下の低圧高負荷契約、これは負荷率といたしまして、今の趣旨と似ているんですけども、できるだけ同じ契約のキロワットでも、できるだけ稼働時間を多く負荷率を高く使っていただくと、それだけ私どもの設備の効率がよく使われると、こういうことになりまして、それに伴いまして負荷率の改善効果をその度合いに応じてお客様にもメリットが生じると、こういう内容でございます。

それから深夜電力、第2深夜電力、それから融雪用電力、この辺は主に夜間に電気を使っただけということで、比較的設備の余力のある時間帯に追加的に、つくらなくてもお客様に、その時間帯に多く使っていただくことで、さらに全体の節減の効率を高めると、こういう趣旨のものでございます。

それから、農業用低圧季節別時間帯別電力と、これは最近新設したものでございますが、これは例えば農事用などのビニールハウスの冬場の暖房ですね。こういったものを従来はボイラーでやっていたものをヒートポンプという効率機器を使いまして、夜の時間帯の特に冬場の気温の下がる時に、これを夜の時間帯を中心に使っていただくと、こういうことで、これも同じように、

当社の設備の負荷の軽い時間帯を効率的に使っていただくと、こういうことでございます。

それから、8ページでございますが、この低圧蓄熱調整契約と、これは空調を小規模のビルとかで空調を夜間に蓄熱、冷温ないしはヒートポンプによりまして蓄熱していただきまして、それを昼間の空調を実際に使う時間帯に電熱をはき出して使っていただくと、こういう趣旨のものでございます。

それから最後の口座振替、一括前払契約、これは口座振替をやっていただくことによって、通常の振り込み用紙で払い込んでいただく場合の手数料に比べまして、口座で自動的に引き落とししていただきますと、私どもの事務処理コストが軽減されるということで、その分は割引という形でやらせていただいていると。一括前払いというのも、これも毎月毎月ではなくて半年単位とか1年単位ということで定額のをまとめて払っていただくという場合の事務処理コストを節減できると、こういうメリットをターゲットにしているという場合がございます。

○安念委員長

じゃ、次は永田委員。ちょっとお待ちください。永田委員どうぞ。

○永田委員

それでは幾つかあるんですが、まず最初に、先ほど賠償対応費用の件でございますけれども、前回、私、若干別の切り口から申し上げましたけれども、きょうはちょっと、実際こういった事例で以前なかったかということ、前からちょっと調べてはいるんですけども、ブリティッシュ・ペトロリウム社のメキシコ湾で原油の流出事故がございまして、そのときどういう体系、もしくは会社として原価算入の考え方をとったかと、2011年のアニュアルレポートの190ページで原油の流出事故に関する原価については、プロダクション・アンド・マニュファクチュアリング・エクスペンシズという、いわゆる製造原価に一応類似した費用で会計処理しています。したがって、このような賠償対応費用を原価算入しているという事例がございまして、もちろん、ブリティッシュ・ペトロリウム社は総括原価方式ではありません。したがって、いわゆる事業者としては当然、製造原価に入れて、それを製品の単価に上乗せして、原価の構成要素になって製品として販売して、それで回収するというような考え方をとっていると思います。一般的な事業者の考え方としては、こういったものは原価に入れるだろうと考えます。

○安念委員長

興味深いお話ですが、今おっしゃったのは、ここの話では賠償対応の費用ということで、損害賠償金そのものは特損を立てているということでしょうか。

○永田委員

それは、損害賠償はたしかファンドしていると思うんですね。ファンドしてそこから資金が出

ていると思いますので、ちょっとそこは詳しくまだ調べてないんですけども、基本的には機構法とはまた違う枠組みでやっていたと思います。

○安念委員長

はい、わかりました。どうもありがとうございます。では、矢野さん、お願いします。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

選択約款について、ちょっと聞き方が悪かったので申しわけありません。結果的には、これらも想定されて原価に全部入っていますけれども、これらの選択約款が数値的にどのぐらいコストダウンとか、そういったものに具体的に見えるのかどうかをちょっと教えていただきたい。

○東京電力株式会社説明補助者

これはお客様の実際の昼から夜のシフトとか、その辺の度合いによって影響も違って来ると思うんです。実際、これまでこういったものを積み重ねていくうちに需要というのが形成されていますので、それはなにがしか当然、この間につくったものが貢献していただいて、それで今現在の関連があるということで、そのうちのどれだけ負荷移行に貢献してきたかというところは、測定ってなかなか難しいところがございます。ただ、料金上は昼と夜の間隔の差というものを反映しているのでつくっていただいて、それでシフトというのを具体化しているという、そういう考え方でございます。

○安念委員長

ということは、ピーク時対応の設備が節約できると、その分が幾らだからディスカウントも幾らだというような厳密な計算に立っているものではないというふうに理解してよろしゅうございますか。

○東京電力株式会社説明補助者

自由化部門での需給調整契約ということで確実にこの時間帯にこれだけ抑制してくれと、こういう場合はそういう考え方で設置しておりますが、こちらの場合は昼夜の格差をつけた料金を設定することでシフトを促すと、こういうような考え方でございまして、厳密にそのときそのときにどれだけ節減されたからという効果で策定しているという資料ではございません。

○安念委員長

そんなにディフェンシブにお答えいただかなくてもいいですよ。私は別に、それがいいから責めようなんて言っているんじゃない。きつくないだろう、ないのが当然だからないだろうなと思ったというそれだけのことです。わかりました、結構でございます。どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

もう一回確認したいと思います、人件費について。きょう、事務局が公的資金援助を受けた企

業との比較表というものを出示していただきましたが、これに照らし合わせて、どのように考えられるのかということなのですが、ここについてはいかがでしょうかということをお聞きしたいと思います。

それと、この補足説明資料の、東電から出されています45コマですね。ここはレートベースと減価償却のところが書いてあるんですけども、審査要領に基づいて減価償却費のほうは算入するけれども、レートベースのほうは載せてないですよという説明なんですけれども、ここは全くわかりにくいので、もう一回、少しわかりやすく説明していただけませんか。

○安念委員長

いかがですか。他の公的資金注入企業との比較というのは、これは別に審査要領や法令が求めているわけではございませんけれども、当然社内的にはご検討になったと思うんですが。

○東京電力株式会社説明補助者

きょうの資料に関してということでございます。昨年はこの私ども、年収カットを実施するというときに、当然どの程度かというふうなことを議論しまして、冒頭、繰り返しになりますけれども、申し上げたとおり事業としてやらなきゃいけないこと、これは撤退することができるような事業ではございませんので、それを継続しつつ精いっぱい、このような事態で損害の対応も含めまして、大変な状況、それから経営状況も悪いということで、とにかく一生懸命コストダウンするという中でこのレベルにしたというのが基本でございます。その物差しにつきましては、有識者会議の物差しがございましてというのが基本なんですけど、きょうの資料の中で申し上げるとすれば、もちろん、これはこの3つの会社さんいずれも大変厳しい内容だと認識しております。

比較するということになりますと、これは大変難しいなという印象なんですけど、と申しますのは、それぞれの公的資金が入られた会社さんは、大変厳しい対応をしてはいるんですけども、一方では一番下の欄に賞与等の支給のその後の経過等を拝見しますと、一、二年ぐらいの後から、これは賞与ベースで、あるいは月収ベースで、これはもとに戻していくというふうなベクトル、これは恐らく会社の経営状況とも連動しているのかもしれませんが、ある意味そういうような方向性が見えているというのもございます。

弊社の場合には、この表ですと下から2つ目のところに米印をつけてございますが、このカットは当面継続でございます。少なくとも、今回申請しております原価算定期間中には、この年収減額は維持するというところでございまして、これは長く続くという意味では、大変担い手の社員にとっては厳しいというふうな受けとめをしております、そういう意味では弊社に関しましても大変厳しい内容になっているんじゃないかというふうにご考慮しております。

○高津東京電力株式会社常務

45コマ目のところに書いてあるとおりになっていますが、私ども、きょうの説明までずっとご説明させていただいてきておわかりかと思うんですが、かなりいろんなルールに基づいて算定するというふうになってございます。そういう意味で前回だったと思いますが、本来レートベースの算入の有無、これは減価償却との一体的なもので本来考えるもの。先ほど、事務局のほうでまとめていただいたものもそうになってございました。そういうことでございますけれども、そのところは、私どものほうの意思といいますか、そういうものでございまして、ルールはそういうことかもしれませんが、10年間未定だということ、そしてレートベース算入、つまりそれが事業報酬につながるわけではございますが、事業報酬といったもののお客様、皆様方との受けとめ方といったようなものの今の流れといいますか、そういったところもしんしゃくいたしまして、そしてやはり何でもかんでもお願いということではなくて、この部分では私どもの努力分ということで考慮させていただいたということでございます。

○安念委員長

すみません。ちょっと中間的に総括をさせていただきたい。

きょうは、もう既にいろんな論点について、ご議論をいただいているんですが、一応、この資料3の議論を深めるべき論点というのは、要するに残っている大玉な論点ということでございます、平たくいえば。これについて、ひとわり議論を回顧していただいて、新しい考え方なりを指摘していただくところがあれば指摘していただいた上で、各論点について現段階で、コンクルーシブにという意味ではありませんが、現段階では一応の方向性が出るものについては出し、そして出なければ出ないで結構です。やはり見解が乖離したままであるということであれば乖離したままで結構でございます。そういうことをあらあら確認をしていきたいということでございます。

そこで、一番最初については人件費でございますが、この点についてはいろいろご指摘があることは私も重々承知しているんですが、実質的にはメンバーがほとんど同じである有識者会議の報告書、それからそれに基づいてつくられました審査要領は、私どもにとって拘束的な内容でございますので、これから外れて議論するということは基本的にはできない性質のものでございます。その審査要領においては、基本的に1,000人規模の大企業の給与水準であれば、それでよろしかろうと。それが、シーリングである、天井であるという考え方をしております。

もちろんそれについては、公的資金注入企業については、特別の考え方があり得るのではないかと、山内先生からのご指摘もいただいておりますが、それはあり得るということであって、じゃあ、どのようにそれをカウントしていけばいいかとなると、これはまたなかなか難しいことございまして、ここでの委員会の委員の先生方のおおよその結論は、水準が1,000人

程度ということで守られているのであれば、基本的にはそれでよろしかろうというご意見であったやに、私は拝聴しております。ただ、今、ペアをつくっていただいて人件費についても検討していただいているわけですが、当然のことですが、例えば福利厚生などにつきましては、他社に丸投げしているんじゃないかと、そういった細かい論点についての精査というのは、またおのずから別のものとしてあろうと存じますが、ここでのフルセッションでの議論といたしましては、1,000人規模の水準というものが守られていけば、それはそれで一応よいのではないかとというのがここでの中間的な議論の方向というふうに私は思っておるんですが、そんな感じでよろしゅうございましょうか。

消費者委員会等においては、また当然、おのずから別の観点からの精査といいましょうか、観察といいましょうか、ご意見というのはそれはあっても私は、それはそれで当然のことと思いますが、当委員会としては、そういう方向性だというふうに思います。

それから福利厚生については、今申しました。法定や一般の厚生費についても、法定厚生費だけに限定しようというご意見は、私もこの場ではなかったというふうに存じます。ただ、特に一般厚生費につきましては、先ほど申しましたように、無駄がないかどうかということについては、ペアでご精査をいただくというのは、これはこれで当然のことかと存じます。

それで、そこまではコンクルーシブじゃない中間的にはそういう方向だとしても、そこから先がとにかく大問題でございまして、まず安定化費用と賠償対応費用、それから1Fの5・6と2Fの減価償却については、これは、もうはっきりとご見解の対立があつて、これはなかなかどこかで収束するとか、足して2で割るとか、そういうことを私はなかなか難しかろうというふうに思っておりますが、これについても今回これからご意見を賜りたいと思います。

それから、 β 値につきましてもいろんなパターンで研究をしていることと思いますが、いずれにいたしましても β 値というのは、本来は客観的に決まるものであつて、ここで議論してこういふのがいいんじゃないかといつて、つくり込むというようなものではありませんので、客観的な値というのがどういうパターンで考えられるのかということをもう少し研究しなければならないのではないかと考えております。

それから、原電等についての例の1,000億ですが、これもペアで契約を精査していただきまして、その中で例えば向こう側の原電等に対する減価償却費その他を持っているわけですが、それが幾ら何でも言い値で持ち過ぎではないかと、そういう議論は当然ありうべしと思うんですが、契約の中身を当委員会として、変えろとは申せませんので、契約そのものは一応ベースとして、その中で幾ら何でも言うことを聞き過ぎなんじゃないかというような項目については、また精査していただくといったような方向での議論かと存じます。

そこで、とにかく今のところ最大の対立性は賠償対応、それから安定化費用、これは一応一まとめと思うんですが、それと5、6及び2Fの減価償却とこういうところであろうと、私は認識しているんですが、今までの議論の現状ですね、現ステータスとしては、こんなような認識で大体よろしゅうございましょうか。その点を含めて、ちょっと、じゃあ松村先生。

○松村委員

人件費については、この整理でいいと思います。ただ、僕は矢野さんをご指摘になった点で、非常に重要な点があると思います。前回、別の委員からβ値について機構法との関連でその精神が云々とかのご発言があったと思います。私は、前回も言いましたが、それはおかしいと思っています。それはおっしゃった理由と同じ理由です。つまりこの委員会では、あくまで一般的なルール、これは仮に関西電力が出してきたとしても、九州電力が出してきたとしても当てはまるルールで査定すべき。だと思うので、したがって公的支援を受けている企業だから人件費は追加削減すべしとかという話はここの委員会の話じゃないと、今までずっと整理してきたはずです。そういう整理でいいか思います。

○安念委員長

審査要領については、先生をご指摘のとおりだと私は認識している。

○松村委員

別のところでも東電の特殊要因はあり得ると思いますけれども、機構で支援を受けていることを、資本コストについては考慮するのに、他のところでは考慮しないなどというインコンシステントなことがあってはいけないと思います。これから議論するそちらのところ、その点はきちんと考慮すべきだと思います。資本コストを上げるためだけに東電の特殊要因を議論するのは断固反対です。

○安念委員長

そうですか。

○松村委員

それからもう一つ。先ほどの契約の件、特に原電と東北電力との契約の件については、私はちょっと整理が違います。つまり契約について書きかえてくれとは、この委員会では言えないのはわかりますが、ここの委員会では、それをコストとして含めるかどうかを議論しているのであって、賃金の水準ではなく原価に入れる賃金の水準を議論しているのと同様に、そのような契約を破棄しろとは言わないけれど、契約を結んでいるのだから当然に料金原価コストに入れるべきとは言えません。全く別の問題です。

今回ようやく明確に回答がありましたが、要するに公表はだめだ。それは東電の意思でもあり、

東北電力の意思でもあり、原電の意思でもあると、はっきりさせていただいた。この問題を指摘したときに、非常に重要な問題なので持ち帰ると言って持ち帰った直後にも出せず、十分熟慮した上で出てきたわけですね。この判断は受け入れざるを得ません。既に指摘したとおり、公表して、普通の感覚で見ると非常に異常に見える契約、3年間、電力の供給を受けないのにもかかわらず巨額な料金負担になるという普通の感覚とはかなりずれた契約に対して、素朴に多くの人が疑問に思うと思うのですが、それに対して懇切丁寧に説明するという機会を東京電力はみずから放棄したということを前提として、これからちゃんと査定していく必要がある。経産省にはちゃんと見せているんだから、大丈夫などと安易に言われたら困ります。それは最初から前提なわけです。

しかし、経産省も、それから私たちも、守秘義務がある前提でしか見られないので、結局その内容について細かいことを消費者に説明することはできない。したがって、そのような説明の機会を放棄し納得してもらおうという努力をするのは、私たちでは、あるいは経産省では相当限界があります。ここまで言っても出せないという契約に対して、簡単にしゃべるわけにはいかないの、この点についてはみずから説明の機会を放棄したということと、東京電力に重い説明責任があるということを前提とした上でコストに入れるかどうか、慎重に査定すべきです。また今回の件で、東電も原電も他の一般電気事業者も情報秘匿体質は変わっていないことを再認識したいと思います。

○安念委員長

すみません、私の言い方が舌足らずで申しわけございませんでした。査定というもの、仕事の中身が契約の是非等について語るものでないというのは、もう、先生ご指摘のとおりでございます。それをどの程度まで原価に算入することが認められるかということであるというのは、全くそのとおりでございますので、訂正をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、いかがでございますでしょうか。その他残っている大どころの6点について、何かご発言をいただくことがありましたら、どうぞお願いをいたします。

○松村委員

大どころの前に、すぐに対応していただけるであろう選択約款のことを申し上げます。選択約款については、前回理念をちゃんと示してくれるとあって、準備した結果出てきたのが、従来使っているもののコピーアンドペーストだと思います。従来の説明で説得力がないじゃないですかということを、私は十分説明したつもりです。それに対して、従来の説明どおりのゼロ回答なわけですね。まともな説明は何一つ出てこなかった。口座振替でコストが節約できるからそれを割り引くのは当然合理的です。ピーク時とオフピーク時で料金を分けて、これでピーク時使用か

らオフピーク時使用へのシフトを促すのは極めて合理的です。また夜間料金を低くしたことによって結果的に電気給湯器が普及し、結果的にオール電化が進むことが不合理だとは言いません。これらの点について改めて説明していただく必要はありません。機器要件がついているもの、今回出てきたのは2件だけだと思いますけれども、オール電化割り引き、それらについては説得力がないと言ったのにもかかわらず、結局、説明が出てこなかったわけですから、これについては、私は認めるべきでないと思います。

これらの選択約款が非常に合理的だということを委員の中で説明して下さる方がいれば別ですが、そうでなければ基本的にもう廃止に合意したということでピン止めできるのではないかと思います。

○安念委員長

何かご説明があればどうぞ。

○東京電力株式会社説明補助者

すみません。機器要件のところでございますけれども、ちょっと先ほどの説明、申しわけございません。じゃあ、先ほどの選択約款のところの6ページの季節別時間帯別電灯というところの、これにつきましては夜間蓄熱などの機器、いわゆるエコキュートとか、電気温水器、これを保有していただくというのが加入の条件といいますか、要件になってございます。これは、やはりピークをシフトする、夜にシフトするに当たっては、一般のご家庭が中心になりますけれども、これはある程度機器を、そういう機器の確実性を持っていただくということが、この制度を使いやすい、また効果も得られるということではないかということで設定をさせていただいています。それを持っていない、そういう蓄熱化等の機器を持っていない場合でも、その前のページの時間帯別電灯8時間型というのがございますけれども、こういった制度を別途用意してございまして、あるいは持っていらっしゃらない方で、いろんな使い方、工夫によって夜間にシフトを図るといってお客様には、別のメニューも用意されているとこういうことで、私どもラインナップを用意しているというつもりでございます。

○松村委員

大玉の議論があるので、この議論はもうこれ以上する必要はないと思います。前回、これどう考えてもおかしいと指摘し、全く同じ説明を何回も何回も繰り返したわけですから、これ以上説明を聞いても生産的じゃないと思います。まともな答えが返ってこないのはもはや明らかです。

昼間から夜間への需要でシフトを促す料金、ピーク時ではなくオフピーク時の需要開拓を促す料金が合理的だということは、全くそのとおりです。最初からそう言っているはずですが。夜間の料金と昼間の料金に格差を付けることを問題にしているのではありません。夜間の料金と昼間の

料金が同じであるケースに比べて、夜間料金が安ければエコキュートの普及を促進するのは明らかだと思いますし、時間帯別料金の結果としてエコキュートが普及することもいいです。しかし、機器要件を設けていたとか、あるいはオール電化にすると割引くことと、直接関連はないんじゃないですか。この昼と夜の料金だけ変っていれば、それで十分じゃないですか。ガスエアコンでピークカットしたら割引が適用されないのに、それを電気エアコンに変えたら割引が適用される、一体どういう合理性があるのかということ、具体的に聞いているのに、これに対して一向に回答がないわけです。その場で説明できなかつただけでなく、一旦持ち帰ってもなおまともな説明ができないわけですから、もうこれ以上続ける必要はないと思います。

ただ、委員の中で、この東京電力の説明に納得した方がいれば、どう納得したかというのは、一応説明はしていただきたいのですけれども、まだ議論を続けてもよい。多分いらっしゃらないと思います。いらしたらその点指摘して下さい。

○安念委員長

それは、私もオール電化については、こういう言い方をすると露骨で申しわけないけれども、ガス屋さん対策なんじゃないですかという印象を持っているだけです。検証できることじゃないから、印象を持っているということはちょっと申し上げましたが、まあ、いいことにしましょう。いいことというのは、もうこれ以上深められそうもないので、これはこれで打ち切りましょう。

じゃあ、できましたら大玉について、秋池委員からお願いしましょうかね。

○秋池委員

それでは、賠償対応費用は原価費用と減価償却費なんですけれども、まず前者についてなんですが、前回の議論以来、いろいろ考えてみたんですけども、やはり、これ、以前と同じ言葉を使いますと、望むと望まざるとにかかわらず福島原発の受益者であったこの東京電力管内で支払うべきではないかというふうに考えております。

先ほどのブリティッシュペトロリアムのお話もありましたけれども、普通の企業であれば原価の中に入れて、当然競争がありますので、赤字で受注するとか、そういうこともございますが、基本的には保険という事前での形なのか、後からということなのか、何らかの形でやはり回収をしないと、企業の経営というのは成り立っていかないわけでありまして。また、回収をしないということになって、例えばこの原発の対応の費用などが十分に出てこないということになったときの危険というもの、また恐れるものでありますので、それはやはり適切な形で回収されるのがいいだろうと。そのやり方として、もちろん税金で負担されるとか、そういった方法もありますけれども、本件にかかわらず、いろいろな課題が日本の中にある中で、何でも税金で、国民負担でということではなく、一つ一つに解決の道筋をつけていくということも重要なのではないかと考

えておりまして、こちらは原価に算入する、むしろすべきではないかというふうに思っておるところです。

それから、もう一つ減価償却費についてなんです、これは先ほど来ずっと議論がありますように、すべての電力会社に適用される考え方でやるべきであるということを考えますと、福島第一の5、6、それから第二原発をもう廃炉にするということが決定されたわけではない。ただ、この先3年間動く可能性は低いだらうというこの見込みの中で外してしまうというのは、ほかの電力会社に対しても非常に大きな影響のあることになってしまうのではないかというふうに考えております。減価償却費から外すという、単に東電の原価に入れる入れないではなくて、電力業界を見ている金融市場、資本市場等から非常に厳しい見方をされていくということになりまして、一層、それこそβ値が上がってしまうといえますか、リスクのレートが上がっていくことにもつながりますので、これも入れておくべきだというふうに考えております。

○安念委員長

ありがとうございました。永田委員。

○永田委員

それでは、先ほど賠償対応費用は、私、若干コメントしましたし、以前もお話をさせていただきましたので、ここはこれ以上申し上げません。

それから、次に安定化費用でございますけれども、今回、きょう見させていただいた東電さんの資料6の21コマ目ですか、ここが一つ、安定化費用を理解するためのポイントなのかなと思っております。

上と下に破線で仕切っていますけれども、横にまっすぐ。上が震災事故前、通常の廃炉処置のケース。それから破線の下のところは震災事故後、特に例えば1Fの1～4の状態、それを発車点として、例えば1Fについてはステップ2までの完了の間は基本的には特損で計上したということだと理解しております。その後、安定した状況でこれを維持するというコストとして、横にスライドしているのが、矢印ですね、スライドしているのがランニングコストと。ランニングコストは、先ほどのご説明だと原子炉を維持管理するための委託費であるとか、修繕費であるとか、それから消耗品といういわゆる安定状況を維持管理するためのランニングコストであると。その費用については安定化費用として経常的に支出するので、原価算入をお願いしたいということ。ただし、これが今の段階でいきなり最終的に廃炉までいかとなると、まだまだ燃料デブリ取り出し等、これは10年かけて研究開発しなくちゃいけないというふうに聞いておりますけれども、そういう過程を経て、その過程では当然設備投資が必要であって、これについては私は特損で落ちるんだらうというふうに理解しておりますけれども、そういうことをやって通常の廃炉できる

ような状態に戻して、解体していくというステップを踏むと思われま

すが、ポイントはこの横にスライドしていくという状況、これは上の震災してない原子炉の維持安定する横線とここが同レベルかどうかです。例えば破損状況等が余りにもひどくて、本来は安定化してないんじゃないかという場合は、安定維持なのかどうかという確認が一つのポイントだと思っていまして、まさしくこの上と下の距離がどのくらい近いのかと、状態が近いのかというところについて、確認しなければならないと考えます。その上で、そこが安定維持するためのランニングコストであるならば原価算入を考えるのは妥当であると考えております。

○安念委員長

今のおっしゃることはこういうことですよ。事故が起きなくとも廃炉にはしなきゃいけないわけで、その際のはかなり、どっちみち長い時間寝かしつけなきゃならないわけですよ。そういうプロセスと、今回の安定化というのが代替パラレルと考えられるなら、それは経常的な経費と見てよかろうと、そういうご趣旨と考えてよろしいですか。

○永田委員

はい、おっしゃるとおりです。

○安念委員長

なかなか、しかし技術的な知見が要る話ですね。

○永田委員

そうですね。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

ここの21コマ目の説明によると、でも通常の廃止措置ケースのところは、ちゃんと運転をしているわけですよ。ですよ。でも、こっちは運転がもっと前にストップしているわけですよ。で、それは事故によってストップしているんです。ですから、やっぱりそこはおかしいんじゃないですか。事故処理費用になりますよ。

○安念委員長

じゃ、少々お話を。どうぞ、永田委員。

○永田委員

運転している、してないも含めて、安定した状況に炉を置いておくと。維持安定させるための費用という認識です。

○安念委員長

これはテクニカルな知見がやっぱりないと、何とも言えないところもございましょうね。どうもありがとうございます。じゃあ、八田先生はいかがですか。

事故対応系は、そもそも原価の中に含まれるのではないという、なかなかファンダメンタリストなお考え。

○八田委員

ファンダメンタリストとしてまず申し上げたいのは、料金算定において、安定化費用も減価償却も「これを認めなかったら会社がつぶれるかもしれない」という考慮は一切入れるべきじゃないということです。会社がつぶれる場合の対策は、料金算定以外の別のところで考慮すべきことであって、料金算定に際してはあくまで原則に従ってやるべきだと思います。

安定化費用について永田委員のおっしゃることはよくわかります。私は、全く同様の根拠で、安定化費用の一部は認めても、全部認めるべきではないだろうと思います。前に申し上げたように、競争的な市場においても発生する費用は認めようという観点からは、原子力発電を持ったら必ず必然的に起きるような安定化の費用のみ認めるべきだろうと思います。

次は、減価償却ですけれども、つまるところは、5号機、6号機が動く可能性があるかどうかによって依存しています。したがって、動かないならばこう、動くならばこう、ということで、前提に応じた額の原価算入を仮どめすることとし、前提自体は、政府が判断すべきことじゃないかと思っています。つまり、最終的には動くか動かないかを決めるのは政府だという前提の下での判断があるべき性質のものだろうと思います。

○安念委員長

そうですか。ありがとうございます。では、永田委員。

○永田委員

減価償却については、ポイントは正当な理由なく著しく低稼働かどうかという、正当な理由の有無かと思っています。ここは正当かどうかというのは客観的、継続的、一貫性のある取り扱いが必要であるというふうには私は思っておりまして、その客観性がどうなのか。動く動かないというのは非常に難しい問題で、一方で1Fの1～2についてはもう廃止決定をして、取締役会議をして会計的にもそういう手当てをしているけれども、5・6、2Fについてはそういう決定はしないと、事業者の意思としてはそういうことをしていないという状況で、動かないだろうということはなかなか恣意的なのか、ちょっと語弊がありましたので訂正しますが、そういった判断って難しいんじゃないかと。そういう中で、事業者の意思を前提とした考え方をとらざるを得ないのかと思っております。

もう一つは、もし減価償却をここについてまるっきり原価に入れない場合に、先ほどの八田先生のおっしゃった、それは動く動かないは政府が決める問題であって、ということは納得します。

一方で、投資家という資金を出している立場、もしくは事業者がリスクをとって事業を行うに

当たっては、ある程度そのリスクに対しての、いわゆる政府としての政策の一貫性の担保がないと、やはり非常に投資決定が難しいと思います。これらは過去において投資したものだと思うんですね。これからだったら、当然そういった制度的な考え方とか方針なので、これから先の投資はするかしないかというような意思決定を新たに実施するときには良いかもしれませんが、過去に投資したものを回収できないということは非常に事業者としては難しいことになるし、制度の安定的な運用もしくは事業活動を安定化させるために、過去に投資した原子炉の減価償却費を原価算入するというのには一定の合理性があるのではないかなと思っています。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。松村先生。

○松村委員

安定化費用と賠償対応費用に関しては、もう既に意見を申し上げたとおりで変わっておりません。誠実な賠償対応のためにコストをかけてちゃんとやるのが、電気事業者の信頼を回復するために必要不可欠なもの、電力事業を今後継続していくためには必要不可欠なものだと私は思っておりますので、これが入るのは、合理的な根拠が一応あると思います。

減価償却費ですが、私はこの点についても前回と意見が変わっておりません。まず、既に投資したものに関して、ちゃんと回収できなければ安定性が損なわれるなどという議論は全くナンセンスです。もし本当にそんなことを言い出すなら、特損でなったものだって全部回収できなければ困るわけです。福島第1の1-4号機で、あんなふうになるとしてもみないで投資家は金を出しているわけです。実際に東京電力だってそう思っていたわけです。でも突然回収できなくなったわけです。

でも、これに関して、今回特別損失とされている部分もちゃんと料金原価に入れてくれないと投資家が安心して投資できないというようなことを言い出せば、結局レベルの違いはあっても、全ての費用を入れざるを得なくなりますが、言うまでもなく現在の制度はそのような安易な原価算入を許していません。原子力発電所でなくても、火力発電所が故障し10年間全く動かないということになったときの損失を考えないで投資しているわけですけど、壊れて動かない電源の費用は原価に入らないわけです。結果として、こういうルールに基づいて料金が算定されることを前提にして投資しているわけです。そのルールが突然、恣意的に理由もなく歪められることが頻発すれば、投資家は安心して投資できないということはある。しかし決められたルールに従ってやるというのが本来の姿で、そのルールに従ったら回収できない費用があり、それだと投資家が困るから料金原価に入れるという論理は根本的におかしいと思います。

それから、永田委員から、正当な理由で動かす意思という議論が出てきたのですが、その点で確認したい点があります。まず、正当な理由がない限りだめだというのは、普通の日本語の解釈としては、原則としてはだめだと書いてあるのだと思います。

例外的に、積極的な正当な事由があるときだけ認められるということであって、原則としては稼働率が極端に低いものは認められないはずです。今回の福島原発に関していえば、およそ考え得る限り、最も稼働の見込みの低い電源だと思うので、これは、もしこれが稼働率の低いというのに該当しなければ、もう該当する電源など、私は全く思いつかないし、これが正当な事由、先ほど説明されたような事由が正当な事由などと言ったら、正当な事由が見つからないような電源を、私は何一つ思いつきません。そんなことを言ったら、原則としてだめと言っているルールをまさに骨抜きにしているということであって、あれだけ議論して出した有識者会議のあの報告を事実上、骨抜きにするものに他なりません。

メンバーはほとんど同じ。一人抜けただけという状況で、これが骨抜きにされるというのを、このまま見過ごしたら、あの有識者会議で一生懸命議論していたのは何だったのかということになる。あんな説明で正当な事由があるという議論は到底納得しかねます。

そこで、永田委員は、客観的な判断は難しい。動くかどうかなんて、私たちにどうやって判断できるのかということをおっしゃったわけです。それで事業者の意思が重要だということをおっしゃった。事業者が意思を示せば入れてもいいという理屈は到底受け入れられません。しかし仮に意思が重要だとして、福島第一、第二原発に関しても、事業者が原価算定期間に動かす意思はある、意思はあるけれども、客観的な情勢からして難しいから動かさないというのだったら入れる、事業者としても動かすつもりがないと言うなら入れないと、そういうことなのでしょうか。この点確認させてください。その論理が正しいかどうかというのは別として、そもそも原価算定期間に本当に動かす意思があるのでしょうか。

柏崎刈羽ならまだわかります。この原価算定期間に間に合わないのがあるかもしれないけれども、意思としては、十分な地元の理解を得て、十分な安全対策をして、それで動かす可能性があると思っていますという、そういう説明なら、まだ理解できなくはないですが、福島第一、第二に関して、本当に事業者は、この原価算定期間に動かすという意思があるのかを確認することなく、永田委員の意見を受け入れることはできません。もし、その論理を本気で採用する気があるのであれば、東京電力に意思があるのかをきちんと確認する必要があると思います。客観的には、既に文章で10年間動かすことを予定していないことは一応わかっているわけです。

動かす意思はあるが10年間動かないだろうと思っているだけなのか。10年間は動かす意思はない。まず柏崎刈羽が優先でそちらに余力を投じるのか、確認しないとわかりません。

それから、他の事業者にも当てはまるものなので、ほかの原発とのコンシステンシーが必要という議論も理解しかねます。前回ちゃんと指摘したつもりです。その点について、ちゃんと説明していただきたい。柏崎刈羽のことでそうおっしゃるならまだわかります。他の会社との状況がとともよくいっている状況なので、これが3年間に確実に動くとは言えない点は同じなので、他にも波及するという事は、十分わかります。福島第一、第二に対応するような、福島第一の5、6号機に対応するような状況にある原発は、他の事業者さんにはないと思っているので、何でもほかの原発とのコンシステンシーという話で福島の話が出てくるのわかりません。前回指摘したのにもかかわらず、前は永田委員だったのですが、今回また別の委員から出てきたので、その点についてはちゃんと考えを教えていただけないでしょうか。

それから、もしβ値について言う必要があれば言いますが、後にします。

○安念委員長

じゃあ、永田委員どうぞ。

○永田委員

今、松村委員から、事業者の意思は事業者の方に確認していただければと思います。それと、非常に難しいんですけども、減価償却費というのは、結局は資産の収益性であるとか資産価値にある程度反映していくということだと理解しております。したがって、収益獲得能力がないということ、ある意味では事業者として判断することなんでしょう。そうした場合は、やはり資産の減損、それからそれに伴う解体引当金の不足分の追加引き当て等々、こういうことにつながっていくと。これは料金原価を入れる入れないとはまた別の話かもしれませんが、そういった財務の安定性というところにつながっていきます。いわゆる自己資本が毀損していくということにつながっていくということで、もちろん料金原価に入れる入れないの、合理的な判断とは別のところでございますけれども、そこは企業経営をする上で当然考えていかざるを得ないと考えています。そこも踏まえた減価償却費の原価算入の考え方を一貫しなくちゃいけないと考えています。

○安念委員長

動かす意思というのは、稼働する資産でなければ減価償却ってあり得ないわけですが、そういうものと認める一要素であるというようなお考えというふうに伺ってよろしいですか。

○永田委員

収益獲得能力がないということは、要は料金で回収できないわけですね。そうしたら一義的には料金を獲得する能力がない資産をそのまま財務諸表の貸借対照表に資産価値があるものと載けることはなかなか難しいので、そこはやっぱり減損を考えないといけない。それがひいては自

己資本の棄損につながっていくと、それが財務の安定性を棄損していくと、こういうふうにごんごんドミノ倒しみたいにつながっていくということも加味して考えるべきじゃないかと思っております。

○松村委員

まず、ここは規制料金の話をしているわけです。規制料金で販売電力の4割を占めているにすぎない。期間も3年限定です。そこで料金に入れられないことと、資産として全く役に立たないという判断は、また別のものだと思います。

それから、先ほど、私は稼働率ということにこだわっていましたが、原価算定期間で動く可能性はもう限りなくゼロでしょうと言っただけであって、未来永劫の話とか、あるいは10年を超えた後の話だとかというのについては、私は知見を持ち合わせておりません。したがって、これ未来永劫資産価値がないと断言したつもりはありません。この原価算定期間この中で動く見込みが全くないものを、電力の供給に必要なコストと認めていいのかということ以外のことは提起したつもりはありません。

賛成はしかねますが、仮に100歩譲って10年超えた後に、役に立つかもしれない。そのような資産に関しては、今の電気事業だって考慮されている。送電線だとかは、10年を超えるような期間をかけて投資していく。電気事業には長期的視野に立った投資のものもあるわけです。建設仮勘定を立てて、レートベースで半分回収する。前回、片岡課長のご説明だと、本当に結果的に使うかどうかかわからないので、ざっくり半分にしていますということでした。本当に文字どおり10年後に必ず使えるかどうかということ議論するわけではなく、あるいは確率が0.8だとか0.9だとか0.1だとかということを考えないで、ざっくり2分の1としているわけです。

この資産の資産価値はあるのか。10年を超えた後では動くかもしれないと思っているので考えたとしても、建設仮勘定とは全く違う性質のものでありますから、一緒にするものかどうかは思いますが、半分は入れるけれども、半分は入れるべきではないというなら、私は賛成しかねますが、理屈としてとりあえず納得はします。私は、全額入れるというのは賛成以前の問題で、理屈としてありえることを納得するところにすら至っていない。全額入れるということを強く主張される方は、理屈として正しいということも、もう少し丁寧に説明していただけないでしょうか。

○安念委員長

さっき正当な理由というのがありましたが、正当な理由というのはいろんな意味で使われると思いますが、確かに松村先生がおっしゃるように、少なくとも一般的なローヤーの読み方であれば、「原則はだめだ」という意味だと解釈するでしょうね。特別の理由があった場合には認めてあげるといふ、そういうことだろうというのは、私もそのとおりだろうと思います。

どの程度特別でなければならないのかというのは、正当な理由という言葉だけからは何とも判断しかねることでありますが、原則例外の立て方はご指摘のとおりだろうと思います。したがって、不稼働あるいは著しく稼働率の低い資産については減価償却の対象にない、あるいはレートベースの対象にないというふうに考える。それが原則であるというのはそのとおりだろうと思います。

それから、先ほどの他の電力会社との比較ということですが、これは秋池委員、もしよろしければ、私も多少それがあるんじゃないかなと思うところはございまして、それは確かに福島2Fや5、6と同じシチュエーションの原子炉がないというのは、私もそのとおりだと思うんですが、それはそのどこを同じだと見るかという、その見方の問題でございまして、つまり本来、法令上は適法に稼働できるのに、法的な根拠の明らかでない行政指導というのか何とか、それによって不稼働になっているという点に着目するのであれば同じことでもございまして、その点は共通していると言わざるを得ない。もちろん全く同じシチュエーションのステータスの原子炉がないことは私もよくわかりますが、ある種の何というのかな、リーガルなステータスにおいては同じようなものがあるということは言えるのではないかという気はいたしました。

秋池委員どうぞ。

○秋池委員

原子力発電所をカテゴリー分けするといいますか、それにはいろんな切り口があるんだと思うんですね。で、松村委員がおっしゃいましたのは、福島にあるということの特殊性と、すみません、正しい表現になってないかもしれないんですが、福島にあるからというところがほかの原子力発電所と違うんじゃないかということでした。しかし、ほかの切り口も当然あるわけで、40年を超えるようなものをどう考えるかという切り口もありますし、それから例えば活断層の上にあると言われているものをどう考えるかとか、いろんな切り口があるわけですが、それはそこに判断を求められるわけでありまして、福島にあるということ自体を判断するのかというのが、要するに論点なんだと思うんですけれども、ここでそれを判断するのは、この専門委員会としては非常に難しいのではないかというふうに考えています。

○安念委員長

ありがとうございました。ちょっと八田先生に伺いますが、安定化費用については通常というか、平時のというか、平和的なというか、そういう廃炉の場合の安定化とパラレルなものについては費用として認めてよろしかろうと。それ以外はまさに今回の事故に伴う突発的なものなんだからだめだと。いわゆる賠償対応費用ですね、ご相談とか、いろんな手続ですが、この費用についても、これは事故に伴うものであるから特損というか、コストで面倒を見るべきではないというお考えというふうに理解してよろしゅうございますか。

○八田委員

少数意見かもしれないけれども、私はそう思っています。

○安念委員長

対象としてはそうなる。

○八田委員

そうです。要するに元来、保険をかけるときに、事故の際の安定化費用まで全部保険をかけておくべきだというふうに思っています。それをかけてなかったのだから、特損であろうと思います。

それから、償却ですけれども、さっき安念先生がおっしゃったように、一般的には、何らかの行政指導があって、稼働ができない場合には、例外的な状況であると見なせる場合があると思います。要するに、稼働停止が自社の責任によって起きたのではなくて、政策の変化によるものならば、償却は算入し続けるべきかもしれません。

ただ、この福島の稼働停止の責任は事故が発生したことにありますから、私は、稼働しないならば、やはり減価償却は難しいと思います。稼働できなくなるかもしれない可能性は事前に考慮して、事故がもたらす費用に対する保険をかけるべきだったと思います。

それから、やることになるかどうかを当事者の意向だけで決めるわけにはいかないと思います。当事者は、実際にはやるつもりがなくても、やるというのが当たり前です。やると言えば、後で丸儲けするわけですから。だから、本当にこれやるんだろうかやらないんだろうかということとは、当事者以外が判断して、当委員会は、その前提のもとに決めるというのが元来はいいと思います。

○安念委員長

私もその点は、東電さんにご意向はいかがですかと伺ったってしょうがない話だと思うし、だからなかなかおっしゃるのも苦しかろうと思うのですが、技術屋さんとしては、体つきは何ともないのに、未来永久立ち上げませんとまさか言えるはずもないし、とって県民感情もあるわけだから、それじゃあ明日からと言えるはずもないしというので、なかなかおっしゃりがたいところで、それは我々が判断すべきかどうかを含めて判断しなければならないと。それは我々の責任だろうと思いますね。どうぞ、矢野さん。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

東電さんから過去に出された資料に福島第一の5、6号機と第二に関しては、少なくとも10年間は見通しが立たないという資料が出ておりましたので、そのことは共通項として判断材料としていただきたいと思います。

○安念委員長

見通しが立たないと書いておられるが、見通しが見つからないというのはなかなかよい文学的な表現ですな。

ありがとうございました。どうせ、まとまらないだろうと思ったらやっぱりまとまらなかったなという、いつも同じことを繰り返しているんですけども、さて、最終的に意見がまとまらなかったらどうしたらいいですかね。たった6人しか委員がいないところで多数決っていうのもね、3：3になっちゃったらどうにもしようがないし。どうしたらいいですかね。それはおまえが考えることと言われれば、それまでの話なんだけれども。どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

査定をされるわけですよ。

○安念委員長

いえいえ、査定は大臣。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

そういうことについて、この専門委員会は話をされて、それを大臣にこういうふうなことだと、これでどうだと出すわけですよ。

○安念委員長

そうですね。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

で、大臣はそれを査定するということですか。

○安念委員長

いやいや、ですから、我々は査定の方針について大臣にアドバイスをするだけです。大臣がそれをご採用になるかどうかは大臣のご自由です。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

その査定の結果というものは、これでいきたいということは、もう一回議論になるのですか。

要するに、それについて意見を言えるんですか。パブリックコメントを募集したり、公聴会をまたやったりするのですか。

○安念委員長

それはちょっと私はお答えできないので、どうですか。

○片岡電力市場整備課長

最初に申し上げたかもしれませんが、消費者庁と最終的には協議することになっていまして、この結果を、物価問題に関する関係閣僚会議を開催し、最終的には閣僚間で合意した上で、

判断権者は大臣ですが、閣僚間で議論した上で最終的には判断されるとなりますので、そういう意味では消費者のご意見というのは、消費者委員会、消費者庁、消費者委員会をどこに関連させるかは消費者庁さんのご判断あるかと思いますが、当省からは消費者庁のご意見を聞いた上で物価問題に関する関係閣僚会議を開いて、最終的には大臣が判断することになるかと思っています。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

ちょっと人件費のことで質問したいんですけども、先ほど、ご説明のところでも少なくとも、今回の算定期間は20ないし25%の削減を続けますとおっしゃいました。では、この算定期間を過ぎた後は、削減率はどんどん下がって行って最終的にかなり人件費は上がってくる。

で、今回は値上げの審査のために有識者会議で出された提言に基づいたガイドラインとして1,000人規模ということで、だからそこに下げるために結果として20～25%削減したということになるんですけども、しかし、この算定期間が終わってしまえば、随時どんどん上がって行って、次のいつになるかわかりませんが、値上げのときにまた改めて新たな基準のもとに下げられるんですか。その辺はどうなっていますか。

○東京電力株式会社説明補助者

すみません。ただいまのご質問でございますけれども、総合特別事業計画につきましては10年間の計画を立ててございます。この中では、この20%、25%減額後の金額で10年間見ております。

なおかつ、総人員を10%削減いたしますので、その分総額が25年度末までに3万9,000人を3万6,000人にするというこの計画をしてございますので、3,000人分の必要人件費が減額になって継続するという事で組んでございます。

○安念委員長

それは料金算定の場の話ではありませんが、特総がございましたから、それはその計画に従ってということなんだろうと思います。それで、どうぞ、構いません。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

専門委員会が報告をつくるのですよね。その報告案はオープンになるんですか。

○安念委員長

当然です。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

そしてそれを、今度は政策会議のところでは判断をして、経産大臣と消費者大臣が共同で議論をして、そこで最終的に決定するという事ですよ。

○片岡電力市場整備課長

審査専門委員会としての案がいただければ、それは経済産業大臣、判断権者としても、それを踏まえた上で考慮の材料といいますか、当然判断の材料にすると。他方で、経済産業大臣の判断の要素としては、この委員会のみならず、消費者庁さんのご意見、消費者担当大臣を含めて、ご意見も当然加味した上で、最終的には関係閣僚会議でご議論いただいた上で、最終判断をすることになると思います。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

最終判断というのは、査定の最終判断ということで。その査定案というものを示されるんですか。

○片岡電力市場整備課長

最終的に示すこととなります。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

そして、また意見募集が行われるんですか。

○片岡電力市場整備課長

それはまだ決まっておりません。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

まだ決まってない。

○安念委員長

ペアになっていただいて、いろいろ各分野について、それこそ守秘義務の拘束の下でご検討いただいておりますが、何かそれについてご感想とか、コメントとかございますか。

これもいつまでかかるかわからないんですが、いつまでかかるかわからないので、とにかくやるだけやると、納得のいくまでやるということでございますので、別におしりが切れているというものではございませんが、あらあらまとまったところで、この本委員会に結果を持ち寄っていただいて議論をしようと思いますが、ただ、それはかなり細かい話というのが基本になるだろうと思います。

先ほどのような減価償却等については、これは大玉でございますから、これはちょっとなかなかペアの小委員会のところで決めていただくということはありませんので、意見の集約の仕方も含めまして、やはり当委員会のフルセッションで議論を重ねていきたいと存じます。

それでは、どうも急遽集まっていたいただいたような形で大変恐縮でございました。

あとは、今後の日程についてご説明いただけますか。

3. 閉 会

○片岡電力市場整備課長

次回、第8回になりますけれども、6月28日木曜日の14時半からの開催とさせていただきます。

ご紹介していますとおり、消費者団体からのご意見を聞くということになってございますので、団体はまだ募集中でございますけれども、決まりましたら当日ご紹介したいと思います。詳細につきましては、経産省のホームページ等でご案内いたします。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

——了——